

今

年度より経営法友会の研究部会の主査を務めさせていただいている。研究部会では、経営法友会の各研究会の企画・実行および研究会の成果である成果物のフォローを行っているが、研究部会の皆様のご協力、各研究会の幹事・参加者の皆様の熱意により、各研究会は大いに盛り上がり成果をあげている。こうした中、私個人としては、特に消費者法制の分野で貢献していくとともに、成果物としての書籍の刊行、改訂を進めていきたいと考えている。

消

消費者法制の分野では、現在、景表法実務研究会の幹事を務めさせていただいているが、景品・打消し表示・有利誤認・不実証広告・景表法遵守体制といった論点について、参加者の皆様の熱意溢れるご発表・議論によって大変実のある研究会になっていると感じている。

また、消費者法制における法改正として、消費者契約法の改正が今後も進んでいくことが予想される。消費者契約法は、2000年に成立した、事業者と消費者との間で締結される契約を規律する法律であり、事業者の不適切な勧誘により締結された契約の取消しを認めること、不当な契約条項を無効とすること、適格消費者団体による差止請求を認めること等により、事業者と消費者との間にある情報の質および量ならびに交渉力の格差によって、消費者が不当に害されることがないように定められている。このうち、不当条項については、消費者契約法10条という一般条項が定められているが、契約の取消しについては、不実告知・断定的判断の提供・不退去等取消しを行いうる特定の行為類型を定めてきた結果、たとえば「靈感商法」といった極端な類型まで個別に定められるようになっている。また、高齢者・若年者・障がい者等を「脆弱な消費者」として保護すべきであるという考え方もある。今回の改正では、消費者の判断力の低下等弱みにつけ込んで契約する形態を「つけ込み型」勧誘とし、そうした契約について契約の取消しを認めるといったことも議論されるものと想定される。ただ、こうした契約の取消しを広範に認める条項の創設について

は、事業者の正常な事業活動を必要以上に制約するおそれがある。消費者を不当に害することがないと同時に事業者の正常な事業活動が害されることもないよう慎重な法改正が望まれるところである。「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書」においても慎重に議論されているが、今後の具体的な法改正について注目している。

研

究会の成果物として書籍の刊行・改訂を進めたいという点は、私の本好きによるところが大きい。研究部会としては、各研究会

法務の眼 Legal Eyesight

研究部会を通じて 貢献したいこと

日本生命保険相互会社
法務部長

北澤哲郎 (Tetsuro Kitazawa)

のテーマや内容もさまざまであることから、成果物は、たとえば月例会の企画でもよいし、書籍にこだわらず、経営法友会レポートでの成果発表等でもよいとしている。ただ、本好きの私としては、経営法友会で過去に発刊された書籍の多くは、研究会の成果として世に出たものであり、先人方の努力と知恵の結晶であると感じている。こうした経営法友会の書籍の最大の魅力は、実務に根ざしている点にあると思う。最近では、弁護士の方の執筆された書籍においても、実務面の課題が大いに反映された良書が増えてきているが、経営法友会においても『企業法務入門テキスト』等実務のノウハウが集約されたものや、『企業法務あるある』など実務ならではの悩みや工夫が満載された良書が多く発刊されている。今後も、皆様のご協力をいただきながら、さらに、素晴らしい良書が刊行されるようサポートしていくとともに、すでに発刊済の書籍の改訂についても取り組んでいきたいと考えている。